次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
佐野誠	静岡県浜松市西区大久保町四千八百八十番地	耕種農業	
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
［項を加える。］			

○外務省告示第二十六号

日本国政府は、平成二十三年十一月二十六日に東京で作成された「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」の加入書を平成二十九年十二月六日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同規約は、その第十・二条の規定に従い、平成三十年二月一日に効力を生ずる。

なお、同規約の締約国は、平成三十年一月一日現在、次のとおりである。

オーストラリア連邦、中華人民共和国、日本国、ニュージーランド、大韓民国

平成三十年一月三十一日

外務大臣　河野　太郎

（訳文）

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

前文

この規約の締約国は、

地理的、文化的、教育的及び経済的なきずなを強化するという共通の意思に従い、

国際連合教育科学文化機関憲章に定めるとおり「この機関の目的は、教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」ことを想起し、

アジア太平洋における教育に係る伝統、制度及び価値観に著しい多様性が存在することを認識し、

アジア太平洋において存在する文化及び高等教育制度の多様性が、特別の資源であることを確信し、

アジア太平洋において知識の向上を奨励し、及び高等教育の質を不断に改善するため、締約国の人的な潜在力を最も適当な形で利用することを目的として、締約国間の協力を強化し、及び拡充することを約束し、

自国の規則に妥当な考慮を払いつつ、各締約国の国民（特に学生及び学者）による各締約国の教育資源の利用を容易にすることにより、アジア太平洋の人々が文化資源を十分に活用できるようにすることを希望し、

締約国間の協力の枠組みにおいて、高等教育の資格の承認が、学生及び学者の国際的な移動を容易にすることを確信し、

アジア太平洋において経済的、社会的、文化的及び技術的な発展を容易にし、並びに平和を促進することを目的として、文化交流を強化することが必要であることに留意し、

多くの締約国が、これらの締約国間で高等教育の資格の承認に関する二国間又は小地域の協定を締結していることを想起しつつも、この規約によってアジア太平洋全域に協力を拡大することによりかかる努力を強化することを希望し、

この規約が、世界の他の地域を対象とする国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の承認に関する規約及び千九百九十三年の高等教育における修学及び資格証書の承認に関するユネスコの勧告との関連においても考慮されるべきであることに留意し、

これらの規約が採択された後、アジア太平洋における高等教育の広範にわたる変化が、国内及び各国間の教育制度の多様化を著しく展開させたこと並びにこうした展開を反映するよう法的文書及び慣行を調整する必要があることを認識し、

他のユネスコの地域規約の当事国と共に世界的な規模で積極的な国際協力に従事する意思を有し、

高等教育の資格の承認に関する実際的な課題について共通の解決策を見出す必要があり、これによりアジア太平洋における学生及び学者の移動が容易になることを認識し、

承認に関する現在の慣行を改善し、並びに当該慣行を一層透明性の高いものとし、及びアジア太平洋における高等教育の現状に一層適合させる必要があることを認識し、

各締約国が他の締約国によって付与された高等教育の資格を承認することは、締約国間の高等教育上の移動を促進するための重要な措置となるものであることを考慮し、

各締約国の文化的状況に適した方法により生涯教育及び教育の民主化を促進するため、高等教育の資格の承認をできる限り広範に確保することを希望し、

各締約国が資格のための制度を設け、及び認める権利並びに各締約国の機関の自律性を尊重して、次のとおり協定した。

第一章　用語の定義

第一条

この規約の適用上、

「千九百八十三年規約」とは、千九百八十三年十二月十六日にバンコクで採択されたアジア太平洋における高等教育に係る修学、修了証書及び学位の承認に関する地域規約をいう。

「（高等教育を）受ける機会」とは、資格を有する候補者が高等教育への入学を出願し、その入学許可について検討される権利をいう。

「認定」とは、高等教育課程又は高等教育機関について、適当な水準を満たしているものとして承認し、又は証明することを可能にする評定及び検討の過程をいう。

「（高等教育機関及び高等教育課程への）入学許可」とは、資格を有する者による特定の高等教育機関又は高等教育課程における修学を認める行為又は制度をいう。

「（機関又は課程の）評定」とは、高等教育機関又は高等教育課程の教育の質を確認する過程をいう。